

第6回日野町議会定例会会議録

平成29年12月22日（第4日）

開会 9時30分

閉会 11時09分

1. 出席議員（13名）

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	14番	杉浦和人
7番	齋藤光弘		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

13番 對中芳喜（欠席）

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

町長	藤澤直広	教育長	今宿綾子
総務政策主監	池内俊宏	教育次長	高橋正一
総務課長	西河均	企画振興課長	安田尚司
税務課長	増田昌一郎	住民課長	澤村栄治
福祉保健課長	池内潔	子ども支援課長	宇田達夫
長寿福祉課長	夏原英男	農林課長	藤澤隆
商工観光課長	外池多津彦	建設計画課長	望主昭久
上下水道課長	長岡一郎	生涯学習課長	日永伊久男
会計管理者	福本喜美代		

4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 山添昭男 議会事務局主任 菊地智子

5. 議事日程

- 日程第 1 議第 8 2 号から議第 8 8 号まで（日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか 6 件）について
〔委員長報告・質疑・討論・採決〕
- 〃 2 選第 8 号 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙について
- 〃 3 決議案第 6 号 日野町民の生活を支える道路の整備促進と財源の確保に関する意見書決議について
- 〃 4 議員派遣について
- 〃 5 委員会の閉会中の継続調査について

会議の概要

－開会 9時30分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は13名であります。13番、對中議員におかれましては、体調不良のため欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議第82号から議第88号まで（日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか6件）についてを一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 9番、富田 幸君。

9番（富田 幸君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員会の委員長報告を行います。

それでは、平成29年第6回12月定例会、総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る12月15日、午後1時56分より、第1、第2委員会室において総務常任委員会を開催いたしました。出席者は、今も話がありました對中委員を除く委員7名と、執行側から町長、総務政策主監、西河総務課長ほか総務課職員の出席のもと、町長の挨拶を受け、本委員会に付託のありました議第82号、日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか2件でありましたが、議案の説明については、先の議員全員協議会にて説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第82号、日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。

委員より、今回の改正で対象職員はあるのか。

総務課長より、改正による対象職員はおりません。

また、委員より、育児休業中の職員はあるか。非常勤職員が休業することでの代替職員の対応はどうか。育児休業の男性と女性の状況はどうかとの質問に、総務課長より、非常勤職員は地方公務員法で定められており、特別職非常勤職員、一般職非常勤職員、臨時的任用職員の3種類があります。地方公務員法の3条、17条、22条により位置づけが変わっています。今回の改正による非常勤職員は、17条の一般職非常勤職員が対象です。雇用している嘱託職員、臨時職員は地方公務員法22条の対象者であり、該当しません。また、嘱託職員、臨時職員は、育児休業は付与していません。育児休業は男性または配偶者でも取得ができます。

委員より、正規職員も育児休業があると思うが、どのような状況か。

総務課長より、条例により最長3年間取得できます。今までに男子が1名です。

総務課専門員より、現在の取得者は12月1日現在で10名です。

委員より、休業中での職場対応はどのようにしているのか。

総務課長より、嘱託職員や臨時職員での補充を行っています。

以上で、ほかに質疑なく、次に、議第87号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。

この件につきましては質疑なく、次に、議第88号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。

委員より、ことし採用予定の募集人員、採用人員、職種を教えてください。

総務課専門員より、行政職を2名募集し、5名内定済みです。技術職（建築職）が1名です。保育士は2名募集し、2名ですが、二次募集をしています。労務職（給食調理員）の募集をしています。行政職2名も二次募集中であります。

委員より、議会関係者の親族等が職員として採用された経過はあるか。

総務課長より、何年かの間にあったと記憶しています。

委員より、住民から見て疑念を抱かれるようなことがないように、日野町議会倫理規定条例を策定した。3条7項においても、疑念を抱かれることのないようにという思いである。

また、別の委員より、人事委員会の設置は基準があるのか、あるいは任意なのか。

総務課長より、地方公務員法第7条で、都道府県および政令指定都市に人事委員会を置くものとするとなっております。政令指定都市以外で人口が15万人以上および特別区では、条例で人事委員会または公平委員会を置くものとする。人口15万人未満の市町村および地方公共団体の組合の場合は、条例で公平委員会を置くものとするとなっております。

14時15分、質疑を終了し、討論に入りましたが、討論なく、採決を行いました。全員起立により、本委員会に付託のありました議第82号、日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか2件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で提出案件のうち本委員会に付託のありました案件の審査を全て終了し、町長の挨拶をいただき、ここで執行側の退席があり、暫時休憩としました。

14時29分、会議を再開し、2件のテーマについて調査研究を行いました。なお、対応、答弁は総務課長および総務課主査であります。

はじめに、政治資金規正法、政治資金収支報告についてをテーマとしました。

委員より、政治資金規正法第21条、第22条の解釈（寄附等に関する制限）について説明していただきたい。

総務課長より、寄附行為については、誰もしてはいけない事項、公職の候補者と個人との政治活動に関する金銭投与は原則禁止、寄附できるのは物品等に限られるなど、基本的なところが書かれております。

委員より、公職の議員が寄附を求めればどうなるのか。

総務課長より、公職選挙法第200条に、何人も選挙に対して寄附を勧誘し要求してはならないと規定しています。

委員より、199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）は同等のものであると思うが。

総務課長より、そのようにうたわれております。

委員より、公職選挙法第184条（届出前の寄附の受領及び支出の禁止）に規定する出納責任者の届け出前とは、立候補を届け出た前のことか、支出報告する前のことをいうのか、どちらか。

総務課主査より、公職選挙法第180条第3項の届け出の後のこと、選挙管理委員会に届け出た後になります。

委員より、寄附した者が相手先を分からずに寄附を行った。個人か団体かも分からない。領収書もなく手渡した。この方が出納責任者であれば、どういうことに抵触するのか。

総務課長より、領収書がないので、本当に寄附されたのか分からないので、答えられません。

委員より、司法の場で調査することになりかねない。

また、他の委員より、政治家がお金を出すのは基本いけないことである。出したい思いがあっても出せないの、気をつけなければならない。もらうことはよいが、絶対報告しなければならない。

また、委員より、選挙管理委員会では、答えられるのは、ここまでの範疇です、答えられない部分は司法の判断ですと常に言われるが、そのような認識でよいのか。

総務課長より、そういうことです。

以上でこの件についての質疑を打ち切り、次に移りました。

2つ目として、選挙人名簿閲覧の手続、対応についてをテーマにしました。

委員より、公職選挙法第28条の2第4項の選挙人名簿の閲覧について、申請人の記載方法に間違いがあったことを選管委員長に申し出して、委員長は間違いを確認され、申請者本人にも注意を促された。このことについては何らかの形で最終的な話が出ようかと思うが、その件に関して、儀俄さんが代表をされている藤沢なおひろさんを励ます会・あたたか日野町みんなの会で、平成28年5月9日から12日まで選挙人名簿を閲覧されている。選管は、閲覧に多数で来られるので、職務の混乱を避けるため、会議室を閲覧場所として与えられた。そこでお尋ねしたいのは、その

部屋にいる人は当然、当局が本人確認をされた方のみが入れる、そのような解釈でよいのか。

総務課長より、通常、提出された方のみ入場をしている。

委員より、もしそれ以外の方が中に入っておられるとすれば、どういった責任なのか。管理体制は誰の責任となるのか。

総務課長より、選管で発見したときは、注意して退席になる。どのような意図で入っておられるのか、知って入っておられるのか知らずに入っておられるのか、事情にもよるが、聴取して、届け出をしてもらって下さいと注意を促します。

委員より、退席願うとなるが、管理体制が不十分であることを指摘している。本来はその部屋の中で管理するのが原則。写真、コピーなど禁止されているが、万一とられることもあり得る。そのような管理はどのような範疇でしているのか。入室されました、どうぞ、これで管理は終わりなのか。

総務課長より、5月9日から12日の件に特定してよろしいですか。

委員より、はい、結構です。

総務課長より、具体的に申し上げますと、閲覧申請が出ており、何名もの申請者名簿が提出された。通常、総務課のカウンターで閲覧していただくが、多くの人数の場合、事務の支障を来すので、カウンターを使ってもらえない。そのときは、会議室を使用し、本人確認のため、免許証のコピーをとって閲覧してもらっている。担当者は確認のため、その時々の中に入り、目視で確認をしていた。届け出をされていない者は入っていない認識であった。

委員より、議会の議員さんも入っておられるわけですが、私の調査で、町長が入室された。名簿に載っておられるのか。また、そこにおられた方に挨拶をされた。特定の方しか入れない部屋に町長が入った。原則、担当者の付度の話、担当者がそこにいなかったのでは分らなかったのか。このような違反が出てきたら、誰が責任をとるのか。付度の度合いがひど過ぎる。そこにいた議員さんに説明を求めていくことも、我々の倫理の中でも大事なことだと思う。

総務課長より、付度したとはどのような意味なのですか。

委員より、担当者が、たまたま町長なので便宜を計らった。この件については町長に申し上げました。ドアを開けて、のぞいただけですと町長は言われた。部屋中の関係者はしっかり覚えていた。紛れもなく挨拶をされた。倫理上、首長はたださなければならぬ。もちろん、この中にいた議員さんも同じことである。

総務課長より、職員の立場から申し上げますと、担当者は何もそのような意識はなかった。閲覧の人が多かったので、場所を提供した。職員はその都度、見に行ってもいます。町長が入ることは感知しないことである。町長が知って、職員がいないときに話をされた。違法なことではなく、職員が付度したわけでもないと思う。

委員より、余り責めたくはないが、職員も立場上、それは困りますと町長に言えない。我々は、このようなことがあってはならないということをきちんと確認しておきたい。今後、このようなことが許されないことをしっかり認識しておかないと、このようなことは何でもないことやと結論づけるのはいかななものかと思ったので、あえて、総務常任委員会は、この所管の委員会であるので、みんなが知っておかなければいけないと思って発言をした。担当した職員がいないので、追求というよりも、我々が知っておかなければならないところもあるが、ここでやめておきます。

総務課長より、閲覧の場所に町長が入ったことについて、違法かどうかということが私もこの場では答えられません。

委員より、当初の質問で、限られた人しか入れないでしょうと確認したら、そうですと答弁をしたから、限られた人でない人が入ったのだから、どうなのでしょうと聞いているわけである。

総務課長より、閲覧は限られた人しか入れない、私はそう申し上げました。

委員より、特別な部屋を与えられた。

総務課長より、カウンターで無理だったので、場所をかえただけの話です。カウンターで町長が出会われて挨拶されるのは普通だと思います。

委員より、たまたまトイレに行かれるのに通路で出会われたのは普通である。あなた方が便宜を図られて、便宜を図られた部屋でお願いしますと、この部屋には登録した限られた人しか入れないでしょうと、さっき確認したばかりである。

総務課長より、そこまで意識はしていませんでした。

委員より、限られた部屋に出入りするのが自由であれば、出入りできるのは届け出された方ですと限定しなければいけない。入室することを禁じられるわけではないのか。ここで記帳して下さいと場所を提供した、そこに自由に入れることは、あなた方が逆に記帳していないとも言切れない。見ていないので。町長が記帳していないとも言切れない、挨拶をしたとは中に入っている人も言ったのだから。私も手伝いますと書いているかもしれない。単に挨拶に見えましたと、参考人をみんな集めて聴取して、百条委員会を立ち上げて行くこともないけれど、そこは軽率だったということでおさめないで、確認ができていない。見ている記録しなければ問題ありませんというのと一緒である。

委員長より、一室を与えて、そこで閲覧して下さいと会議室を提供されたということは、閲覧するために来られた方は、カウンターで届け出の記名をされたのですか。それとも会議室の中ですか。

総務課長より、普通でしたら、カウンターで選挙人名簿を見ていただいて、複写できませんので、鉛筆やボールペンで写してもらうのが通常です。誰が閲覧に来たのかを届けてもらって、その方がカウンターで転写してもらう。その場の数が多か

ったので、カウンターでは無理だったので、会議室に入って閲覧をしてもらった。

委員長より、閲覧に来られた方の申請は部屋の中でしてもらうのか。

総務課長より、先にもらっています。

委員長より、当時の総務課長が知らない間に町長が入られたのか。

総務課長より、何とも言えませんが、知らないと思う。

委員より、窓口の管理ができていないということですよ。

総務課長より、今までそのような方法をとってきて問題はなかった。張りついている管理はしていなかった。

委員より、届け出を出して名前を書いて閲覧するわけで、人が大勢いたので部屋を提供した。その人々の名簿も全て書いてある。その部屋に入るには、閲覧の署名をしなければならないのと違いますか。

総務課長より、場所自体はカウンターが事務室に変わっただけです。通常、カウンターで書いてもらっているときは、誰でもそこに来ることはできます。カウンターは事務室の近くであり、常時、職員が見られる。誰か来られたり、2人が3人に増えたときは目につく。会議室に入ってもらって、職員が常時張りついていたということとは全くないとは言えない。

委員より、だから、町長が部屋を開けて挨拶したかどうかを職員は見ていたのか、目をそらしていたのか、確認ができていないということですね。

別の委員より、私も選挙人名簿の閲覧に必ず4年に1度は来ています。そのとき、当局に選挙人名簿の閲覧をお願いしますという、ほとんど必ず、今日はほかに何々の予定があるので変更してもらえませんかと返答をされていた。大体四、五人である。大勢で来ると、それだけのご遠慮いただいて、もう少し分散してもらえる方がいいと言われ、遠慮して分散してもらいたい。極端なことを言うと、10人のところ30人来ていたか把握されていないと言われても分からない。届けている人が10人とすると、それ以外の人が来られたとすると、把握できなかったということを裏づけているのと同じ。だから、認めることは認めないといけない。私はそこは分かりません。そしたら、届け出した人が毎日そこへ行っているのか、現実、提供しただけですと言っているなら、管理義務は怠っている。そのようなことが起こっていても見抜けないぞと言っている。届け出していない人が入っている、入っていたかもしれない。入っていないと思っているけれども、顔を覚えられるわけでもないので、非は非として認めてほしい。

総務課長より、今後の閲覧時の職員による管理体制はとらせていただく。

委員より、今までと違った大勢の方が来られたという異様なことが起こっていたわけです。今まで20人も30人もと、聞いたことがない。恐らく多くて四、五人だと思う。我々も何回か言われたけれど、こちらは人を頼んでおいても、だめですと何

回も言われたこともある。

総務課長より、重なった場合はそうするが、今回は重なっていないかったのと、人数の制限ができないようになっていきますので、断る理由がなかった。

委員より、制限はできなかった。そしたら、今までから一貫してそのような説明をしておかなければいけない。僕らがお願いしたいときは、前に人がいますのでだめですよとか、ある意味では、町長という立場の人だからされたとは言い切らないが、そうとられても仕方ないよと言っています。

また、委員より、会議室を宛てがうのはよいのか。過去に例があったのか。

総務課長より、会議室の使用は、他の選挙管理委員会に問い合わせると、例はある。まちでも過去に数回あると聞いています。

委員長より、一般的に、カウンターに5人も10人も来られたら他の業務に影響するので、部屋を提供されたのは理解できる。

委員より、最近は携帯のカメラで撮れるので、カウンターなら分かるが、会議室だと、ちょっと目を話したすきにあり得る。管理体制はどうなのかと思う。

委員長より、管理体制はやはりお粗末だったと言わざるを得ない。また、今回のように会議室等を提供する場合でも、出入り口は開放しておくべきではなかったか。カウンターと同様に、外から見ても閉鎖された場所でないことが明白になるよう配慮しておくべきだったと思います。

また、委員より、時間が経過しているが、今日こうしてこのようなことが明らかになってきたことは、我々の成果であると思う。今後このようなことについて改めてもらおうという成果であって、誰々を糾明する、糾弾するという事ではない。私がいつも言うように、本人が申し出て、本人がいろんなところで謝罪するなり弁明するなり、そのようなことがあれば、きちっとする。倫理上の問題であり、外から見たときに、どうなのかと言われないようにすることが我々に課せられたことである。

以上で調査研究を終了し、15時27分、委員会を閉会しました。

これで、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、産業建設常任委員長 6番、中西佳子君。

6番（中西佳子君） 平成29年第6回定例会、産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月18日、午後1時56分より、第1、2委員会室において産業建設常任委員会を開催いたしました。委員1名は病氣療養のため欠席となり、委員7名と議長、執行側より藤澤町長、池内総務政策主監はじめ、関係各課職員の出席のもと、町長、議長の挨拶を受けました。

本委員会に付託の議案は、議第83号、日野町営土地改良事業分担金徴収条例の一

部を改正する条例の制定についての1件であります。議案の説明については、先の議員全員協議会で受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

質疑なく、討論に入りました。

討論なく、採決に入りました。

議第83号、日野町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、採決し、委員全員起立、賛成により、原案どおり可決することに決しました。

以上で本委員会に付託がありました案件は審査が終了しましたので、町長の挨拶をいただきました。

暫時休憩の後、調査研究事項に入り、最初に、台風21号における被害状況の取りまとめについて、建設計画課長および農林課長より、被害状況および災害復旧の対応について報告受け、質疑、意見交換に入りました。

委員より、熊野の被災現場は台風5号の影響もあったと思うが、今回の被害箇所は前回の平成25年の被災箇所の近辺が多いように思うが、どうか。

建設計画課長より、そのような印象はない。

農林課長より、鳥居平の畦畔は東側に同様の被害があり、北側も過去に土どめ工事の経過がある。よく水が差す箇所で被害が起こっていると思われる。

委員より、災害被害は原状復旧が原則だが、もう少し被災前よりましにしたい。

副委員長より、前川橋や西川原橋の災害復旧も予防的措置をとってもらえないか。鳥居平新田の災害復旧について、75パーセント補助はありがたいが、残り25パーセントでも150万円で、土地の評価の倍以上になる。プラスアルファの支援をいただけないか。

建設計画課長より、前川橋も西川原橋も、原因が急激な洗掘による河床低下である。ぬりの部分が流出しており、復旧には橋台の根継ぎと根固めブロックの敷き並べを設計している。

農林課長より、北脇、鳥居平とも、平成25年度同様のふとんかごによる復旧工事で災害査定を受ける。過去3年の事業費や受益者の状況により連災の判断を受ければ、鳥居平で80パーセント、北脇で90パーセントまで高められるのではないかと試算している。

副委員長より、個人の農地ではあるが、地域で助け合って農業をしており、補助率を上げていただければありがたい。

委員長より、五月台の道路陥没だが、付近に学校林もある。地元負担の救済策はないのか。

建設計画課長より、道路復旧には当該私有地の造成が必要となる。私有地の復旧

に町の支援は困難であり、地元による対応も難しいことから、このまま土のうを置いておくしか仕方がない現状である。

委員より、西大路のブルーメの丘の駐車場に近接するため池に土砂の浸入があるようだが、災害復旧で対応可能か。

農林課長より、駐車場敷地が崩壊したものと判断している。また、崩壊した箇所はため池の上流側であり、ため池の災害と判断するのは困難と認識しているとの答弁がありました。

ほかに意見なく、次に、平成29年度雪寒対策事業計画について、建設計画課長より説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

委員より、今回の降雪で、西大路小学校から小野、永源寺の区間の除雪が適切にできていてよかったと住民の方が評価されていた。

議長より、町道野出山本線は、融雪剤は設置するが、ダイフクさんで除雪してもらうのか。事前に説明はしているのか。

建設計画課長より、県道石原八日市線は除雪路線とした。ダイフクさんの入り口まで除雪できればよいが、除雪は主な幹線を優先しており、当該路線の予定はない。

議長より、渋滞の原因になる。県道石原八日市線を除雪しても、ダイフクさんに入れる対策をしておかなければいけないのではないか。

建設計画課長より、ダイフクさんへの除雪については、ご理解を得るよう説明させていただく。

委員より、日野ゴルフ倶楽部から日野第二工業団地の間も交通量が多いが、除雪されないのか。

建設計画課長より、国道307号が渋滞すると東部農道から迂回されて来る状況は承知しており、ケース・バイ・ケースで除雪が必要な場合は対応している。

ほかに意見なく、執行部退席の後、日野町民の生活を支える道路の整備促進と財源の確保に関する意見書案の提出についてを議題として、委員長より趣旨説明を行い、質疑、意見交換に入りました。

委員より、特段反対する必要はない。

一同、異議なしの声があり、討論なく、採決に入りました。

全員起立により、議員発議で、日野町民の生活を支える道路の整備促進と財源の確保に関する意見書については採択するものと決しました。

次に、その他事項、3県アンテナショップ訪問について、委員長より趣旨説明を行い、意見交換に入りました。

委員より、もう少し中身がよく分からない。

副委員長より、以前よりも日野菜の展示も後退しており、日野町としてアピールしていかなければならない。

委員より、以前の有楽町のときより日野菜の扱いが落ちている。日野町の情報発信拠点にしていかなければならないのは事実という意見があり、議長より、正副委員長が行ってもらう方向で検討してはどうか。行く方向で、中身をきちんとしていただくということをお願いしたい。

委員長より、正式文書により行く方向で判断させていただきたい。

ほかに意見なく、午後3時15分に委員会を閉会いたしました。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、厚生常任委員長 11番、東 正幸君。

11番（東 正幸君） それでは、平成29年日野町議会第6回12月定例会の厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

委員会は、去る12月18日月曜日、午前8時58分より、第1、第2委員会室で開会しました。出席者は杉浦議長をはじめ委員全員であります。執行側より藤澤直広町長、池内総務政策主監、西河課長、増田税務課長、夏原長寿福祉課長、澤村住民課長、池内福祉課長ほか関係参事、専門員、主任であります。

町長、議長より挨拶を受け、今回、本委員会に付託されました案件は、議第85号、平成29年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についておよび議第86号、平成29年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての2件であります。各議案の説明につきましては、全員協議会において説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第85号、平成29年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

委員より、全国的にインフルエンザが発生していると報道されているが、まちとしての対応はどうか。また、補正する必要はあるのか。

答弁として、季節性インフルエンザワクチンが不足しており、国から通知が出されている。1カ月ほど出荷がおくれている状況であり、12月末までに65才以上が対象の1,500円負担を願う方も、1月まで延長することで病院へも連絡している。また、予算関係では、当初見込んでいた医療費よりも低い水準で推移していることから、流行したとしても対応できるものである。

委員より、国保会計の見通しはどうか。医療費の支出状況はどうか。また、大きな手術等があった場合はどうか。

答弁として、現在では、大きな特徴として、前期高齢者交付金が2年後に精算され、この交付金が多く入ってくる見込みであり、財源としては確保できる。医療費の見込みについては、一般の療養給付費は1カ月あたり1億円前後で推移しており、今年度は十分対応できる。

また、80万円を超える医療費の負担は、県内市町での共同事業により、急激な影

響の緩和を図っている。80万円を超える高額な医療費は20件から30件で推移している状況であり、オプジーボという高額なガンの治療薬やC型肝炎治療のハーボニーによって、過去には医療費を押し上げたこともあったが、今年度は例年より少ないと見込んでいる。

以上で議第85号の質疑は終了し、続いて、議第86号、平成29年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

委員より、認知症カフェの実施状況はどうか。また、場所は、ゆめさとで実施しているということであるが、ゆめさとに入所されている方だけでなく、他の方も参加されているのかどうか。

答弁として、9月から月1回、土曜日に開催している。認知症の方にもその家族にも、早朝に気軽に相談できる場所を提供している。地域包括支援センター職員と、認知症の普及啓発をするための研修を受けたボランティア、キャラバンメイトが対応している。また、入所者やデイサービスの利用者とは別で、デイサービスのない日に実施しており、アットホーム的な雰囲気で開催している。当初はケアマネジャーを通じた紹介のみで、1人から2人程度の参加であったが、広報等の周知により徐々に増えてきている。認知症の心配な方、その家族などに参加いただけるよう、引き続き啓発を行っていきたい。

委員より、介護予防・生活支援サービス事業費の438万円の増額については、利用増を見込んでの増額補正ということであるが、その状況はどうか。また、介護予防に力を入れているとのことだが、その効果はどのようなものであるのか。

答弁として、第1号通所事業費については、実績に合わせて増額補正をしている。利用については、当初30件余りであったが、9月時点では49件まで増加している。予防に関する事業を実施しているが、目に見えた効果はすぐにはあらわれていないところではあるが、今年度、要支援者を対象とした国のモデル事業である介護予防普及啓発事業に手を挙げ、県の支援なども受けて、地域ケア個別会議を実施している。地域ケア個別会議は、国のモデル事業の指定を受け、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、リハビリの専門職などの出席のもと、ケアプランについて、利用者の悪化防止、状況の改善、自立に向けて助言をもらい、9月29日には第1回目を開催し、ケアプランにより影響が出てきており、今後も継続していく所存である。

委員より、町全体、地区社協や福祉協力員などの人を中心に、地域での支え合いなどの取り組みについて、どのように広げていこうと考えているのか。

答弁として、12月16日には地域支えあいフォーラムを開催し、そのための講演会、町内の先進的な事例発表、グループ討議などを行ったことを地域へ持ち帰って話し合ってもらうことも大切であると考えている。地域での交流サロンの取り組みに関する出前講座のメニューなど、機会を通じて周知、啓発に取り組んでいる。支えて

ほしいこと、支えられることなどを話し合っただき、身近なところで居場所をつくってもらえるよう働きかけていきたいものである。

委員より、介護タクシーについて、当町は民間事業で実施されているが、事業者を増やせないか。地域での支え合いとして、送迎など、できないか。

答弁として、町内2業者が運営しており、乗務員はヘルパーなどの資格を有している。利用者の通院介助なども行っている。新たな事業者への設置の働きかけはできていないが、第7期の事業計画の課題として盛り込み、研究しているところである。

以上で質疑は終了し、各案一括で討論に入り、討論なく、一括採決に入り、全員起立、賛成であります。議第85号、平成29年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてほか1件については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審議は終了しました。町長の挨拶を受け、暫時休憩後、調査研究のテーマについて、意見交換をいたしました。

1番目といたしまして、日野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）の概要について、資料の説明後、意見交換をいたしました。

委員より、ほとんどが第7期の介護保険料に関する質疑や事業計画の上で介護人材の確保や要請についての課題の質疑であり、介護職員初任者研修の支援やヘルパー等の養成講座の開催など、資格取得へのステップアップを考えているところであります。

また、住民説明会を実施されるが、分かりやすく丁寧に説明し、グラフや文書説明も工夫を凝らしてもらいたいとの要望がありました。

説明会は、2月に各地区公民館や林業センターの8カ所で開催する予定をしているので、多くの参加を願いたいとのことであります。

続いて、日野町国民健康保険の都道府県化に向けての現状について、資料説明の後、意見交換をいたしました。

委員より、県の保険税の統一化を目指すということから、健康保険税の急激な負担を強いられることへの疑問や、激変緩和措置があるものの、段階的に逡減、解消され、法廷外繰り入れも行うことが難しく、今後、県の国保運営協議会等の方針によるものであるが、高い保険税負担にならないよう求めるものであります。国保につきましても、説明会が開催されますので、ご参加のほどよろしくお願ひします。

意見交換も正午になり、閉会いたしました。

以上で、平成29年日野町議会第6回定例会、厚生常任委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、予算特別委員長 4番、山田人志君。

4番（山田人志君） それでは、平成29年第6回定例会における予算特別委員会の委員長報告を行います。

期日は12月15日、午前9時2分から、出席者は、議会側が議長ほか委員が12名、執行側が町長、教育長ほか担当職員の出席を得て開催いたしました。

町長、議長からそれぞれご挨拶をいただいた後、案件の説明に入り、一般会計補正予算（第6号）の歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費の支出およびそれに伴う特定財源について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

まず、委員から、人件費に関連して、予算の概要では、人事異動に伴う人件費の補正としか書いていない。また、予算は去年の人数、つまり、去年の現給で見ると、平均給与が下がっているということは、人勸で増えても予算の範囲内でいけるものである。ところが、実際には人件費予算が増えていて、本来増えていないものが増えた理由というのは説明するべきではないかという質問があつて、これに対して、総務課長からは、増えた理由は人員増によるもので、次回からは事前に相談の上、提出したいという答弁がございました。

さらに、これに関して、町長からは、今後は給与改定の条例と予算案を同時に提出すべきという意見なども踏まえて内部で議論していきたいという補足の答弁がございました。

また、別の委員から、1点目は税務事務事業の役務費の補正の理由、また、2点目は老人福祉施設入所措置事業が減額になったことに関連しまして、3月まで入所はないということによいのかという確認の質問がございました。

1点目について、税務課長からは、納付書、督促状の発送が想定よりも増えたこと、さらに、特別徴収の納付人数、それに伴う異動件数の増が見込みよりも多かったという理由の説明がありました。

2点目について、長寿福祉課長からは、3月までに措置者が増えて予算不足が生じる場合は、3月補正で対応したいという答弁がありました。

また、別の委員から、落雷によるこぼと園修理の補正に関連して、今後の対応はどうかという質問があり、子ども支援課長からは、今回の落雷被害はアースを通じて逆流したというまれなケースであり、防ぐ手だてはないというふうに聞いているという答弁でありました。

また、別の委員から、関連して1点、こぼと園以外の公共施設の災害保険の加入の有無というのはいかがでしょうかという質問があり、さらに、もう1つは墓地環境整備事業の内容についての質問もありました。

1点目について、総務課長からは、全ての町有施設で保険に入っているという答弁、また、2点目については、住民課参事から、中山共同墓地の被害状況と復旧方

法の説明がございました。

また、副委員長から、国際交流事業の増額について、恩山面の中学生の訪問は急に決まるものなのかという質問があつて、企画振興課長からは、恩山面との交流については一定のルールがあり、本来は訪問は来年度の予定だったのが、先方の強い要望で今年度に対応することになったという答弁がありました。

ここで、説明員の交代のために一旦暫時休憩して、再開の後、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費の支出およびそれに伴う特定財源について、担当課長より説明を受けた後、後半の質疑に入りました。

まず、委員から、日野小学校の施設の不具合について5点の質問がありまして、教育次長からは、それぞれ修繕ができたこと、できていないことの説明があつた後に、子どもたちや来校者にとって危険な箇所は優先して修繕できるよう検討していくという答えがございました。

また、別の委員からは、1つは学校給食運営事業に関する意見があつた後、それとは別に、今回の補正で21号台風の被災に関して、全体で何カ所上がっているのかという質問がございました。

これについては、建設計画課長、農林課長がそれぞれ見込みの説明をされた後、具体的な箇所数は自治会からの要望あるいは補助金の申請を受けてからとなる旨の説明がございました。

また、別の委員から、1点目は急傾斜地崩壊対策事業で、施設の修繕とはどういうものか。2点目で、学校給食運営事業に関連して、米飯が始まるということで、給食費を上げるということはあるのか、また、保護者には説明をしているのかという質問がございまして、1点目については、建設計画課長から、急傾斜地崩壊対策事業の需用費は、待ち受け擁壁の崩土撤去であるという説明がありました。

また、2点目については、教育次長から、米飯を提供することで保護者の給食費が負担増とならない方向で、新年度予算の中で措置したいという考えですが、予算の議決を得る必要があるので、保護者への連絡は行っていないというご答弁がございましたが、この答弁が後の議論につながるようになります。

また、別の委員から、1点目は除雪機械補助事業について、公民館単位、つまり地区単位で除雪機を持って、補助金を活用しながら有効に使ってもらうというような方策も必要ではないかという意見、2点目には急傾斜地崩壊対策事業の熊野地先の被害状況についての質問、3点目には、大きな災害にあたっては、国が実施設計も補助するという事にはならないのかという質問がございました。

それぞれ3点について、建設計画課長からは、1点目、現在は地区という考えはなく、自治会を対象としているが、地区という概念でやれるのか研究していきたいという答弁。2点目については、熊野地先の被害状況の説明があり、また、3点目

については、災害復旧に伴う事業費は補助対象となるものの、それに伴う測量設計は単費となるという説明がございました。

また、別の委員から、道路維持補修事業で、行政懇談会を踏まえての補修件数に質問がありましたが、建設計画課長からは、今回は台風の分を基本として補正しているという答弁がございました。

さらに、また別の委員からは、雪寒対策について、建設工業会と町とで行う体制についての質問があり、建設計画課長からは、県道と町道が隣接する路線をまとめて1社が引き受けているために、雪が10センチ以上でも積もると県委託業者がパトロールしながら除雪をするので、そのタイミングで町道も除雪することになり、充実した体制になったということのほか、国道307号も機械で除雪するという基本的な方針になった点、あるいは、県道石原八日市線についても新規に除雪路線にしたということの説明がございました。

そのほかには、台風被害の復旧予定についての質問、あるいは避難所となっている公民館の電灯が暗いという問題について、あるいは、災害について、地域差というのがあるのかどうかという質問がありまして、それぞれ質問に対して、建設計画課長あるいは一部で農林課長のご答弁がございました。また、公民館の電灯については生涯学習課長のご答弁がございました。

そして、議論の終盤になって、先ほども報告させていただいた米飯給食の開始に伴う給食費負担の増ということに関連しまして、やりとりがございました。

委員からは、教育委員会で協議し、議会にも意見を求めた上で、まず教育委員会でルールをつくるべきではないかという意見があったことに対して、教育次長からは、予算措置が必要で、3月議会での新年度予算の議決が必要という答弁が再三ございました。

これについては、町長からは、限られた財源で米飯給食をどのように対応していくのか、教育委員会で十分議論し、予算編成全体の中で、まちとして判断していきたいという補足の説明はあったものの、全体として議論がかみ合わないというか、教育委員会部局と町長部局の仕切りがはっきりしないような議論で終始したというところでございます。

これに関連して、議長からは、一連のやりとりに関して、今の答弁は本来なら教育長が行うべきであるという意見があった上で、まず教育委員会の方針をきちんと示すべきで、その上で、来年度予算に向けて要求を町長部局にお願いしているという話ではないかという、認識を正す、議論を整理するご意見がございました。

また、議長からは、そのほかにも、体育協会の事業活動費に関して確認の質問がありました。

そして、質疑の最後には、また別の委員から、吹き上げ式除雪機の学校での設置

に対する質問があり、教育次長から、対応を研究したいという答弁、そして、同じ委員から、日野川ダム上流の流木対策について要望がございました。

以上で質疑が全て終了いたしまして、討論はなく、採決に入って、全員異議なく原案どおり可決し、町長から挨拶をいただいた後、11時21分に閉会いたしました。

以上で、予算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 続いて、諸般の報告を行います。

人口減少対策特別委員長 7番、齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） それでは、平成29年第6回定例会12月議会における人口減少対策特別委員会の委員長報告を行います。

去る12月19日、午前8時55分より、委員会室において人口減少対策特別委員会を開催いたしました。出席者は委員7名全員と議長、執行側より町長、教育長をはじめ総務政策主監、関係課長、参事、担当職員の出席のもと、町長、議長の挨拶をいただきました。

日野町くらし安心ひとづくり総合戦略の現状についてを協議事項とし、日野町くらし安心ひとづくり総合戦略の取り組み状況資料のうち、基本目標（4）のくらしやすい地域とのつながり、安心して住み続けられるまちをつくるについて、企画振興課長より説明を受け、その施策の14項目を項目ごとに、それぞれ担当課より施策内容、K P I実績値、取り組み状況、効果、課題等、今後の取り組みについて説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

委員より、防犯カメラの設置を求める要望など、消防団入団者の会社への消防団に対する理解を求めることに力を入れていただきたいなどの意見に対して、住民課参事より、防犯カメラの設置については、今後も検討していかねばならないが、経費の面もあり、プライバシーの問題もあるので、その辺は慎重に議論を重ねながら考えていきたい。

総務課長より、消防団に新入団された人の会社へは、入団されたことおよび会社へ協力をお願いする旨の文書を発送し、協力を依頼しているとの答弁でありました。

委員より、施策2の地域福祉活動の推進についての太野木地区の活動概要を紹介していただきたい。施策6の学びの機会の充実の中で、字別懇談会への参加者数と図書館のレファレンスサービス受け付け件数が目標の倍近くになっているが、その要因を聞きたい。施策10の介護予防の促進、高齢者の自主的な活動支援について、高齢者と小学生とのふれあいを結びつける方法はあるかなどの質問に対して、長寿福祉課長より、太野木地区では高齢化が進む中での高齢者を地域で支えるための取り組みとして始められた活動と聞いている。内容としては、高齢者の居場所だけでなく、子どもとの交流も含めたものであり、食事の場の提供や移動販売による買い物しやすい環境づくりなどに取り組んでおられる。太野木地区は先進地なので、同

じような活動をすぐに始めるのは難しいが、まずはそれぞれの地区でできることから取り組みについて話をしてもらえたらと思う。

生涯学習課長より、字別懇談会の参加者数については、平成26年度からの累計で毎年上乘せした数字を上げている。各自治会で懇談会が積極的に開催されていったと考える。

図書館長より、レファレンス受け付け件数のKPIは、図書館の貸出フロアで職員が通りすがりに質問を受けることが多く、むしろそちらの方が質問しやすいという雰囲気もあるようで、職員が解決策を提供した件数を小まめに集計した結果、件数が増えた。

長寿福祉課長より、現在7地区でサロンを実施しているが、地域によって冬休み、夏休みを利用して、地域の子どもも参加できるようなものを行っている。下駒月では、そうめん流しなどをし、各世代が交流できる場を設けていると聞いている。また、クリスマスといった行事をテーマに取り組みもされており、休日の開催などの工夫などもしていただければと思う。以前、西大路小学校で昔遊びの取り組みがあったが、サロンの中でそのようなことを取り入れるなどにより、少しでも機会をつくってもらえればと思うとの答弁でありました。

そのほかに、委員より、施策13の自主防災組織の育成の課題について、ほか、町営バスの低床バスについての質問がありました。

委員より、消防団の女性採用について考えているか。消防団員がいない字もあるが、その点はどう考えているのかとの質問に対して、総務課長より、条例定数185名で、現実に適正な数か踏まえて今後は考えていかなければならない。その点は幹部会で相談しながら検討したい。また、女性消防団員の勉強もさせていただきたい。消防団員は、字で選出できない場合は、隣の集落で選出してもらっている。諸事情もあると思うので、今後も区長などと協議し、検討したいとの答弁でありました。

委員より、施策2の地域福祉活動の推進に関して、福祉協力員は地区社協の中で活動することになっているが、もともと行政発でできたものであるから、行政が整理すべきではないか。施策4のコミュニティビジネスの創出に関して、28年度実績ゼロとあるが、KPIに上げているコミュニティビジネスの数はどういう見方をしているのか確認したい。施策5の分野、多世代交流の創出に関して、公民館の公募サポーターはすごく意味があるので、重点的に取り組んでいただきたい。施策6、2に関する内容で、字とか字別という言い方について、字と呼べない地域もあるのに、今でも字別懇談会というのはいかがなものかななどの意見に対して、福祉保健課長より、福祉協力員は、社協から任命を受けて、自治会活動とは別に、福祉的な分野を中心に民生委員との協力も含めて行うことは理解できるが、地域選出で選ばれているので、どうしても地縁型と呼ばれることに結びつけてしまいがちであるので、

機会を捉えて学習する場があってもいいのではと考える。

企画振興課長より、コミュニティビジネスそのものは地域の課題解決をお金が回る仕組みで進めるものと考えているが、それが持続・継続的に取り組まれ、地域で日常的に認知されているかという点で考えている。実際にコミュニティビジネスと思われる事例もあるが、単発的に捉えるものや、なりわいではと思われる取り組みはK P Iには上がっていない。

生涯学習課長より、公民館サポーターについては、マルシェなどのように新たな取り組みもしていただいているので、公民館サポーターとは名乗っておられないが、それぞれの地域でサポーター的な役割を果たしてもらっている方ではないかと思っている。それを各公民館に広げていただけるようにしたいと考えている。字別懇談会の字別という呼び方であるが、確かに現状では全ての自治会を字という言葉で表現することはできなくなってきたが、字懇という言葉がなじまれているので、これまでの歴史を踏まえて、しばらくは使っていきたいとの答弁でありました。

委員より、施策7の農林業を生かした中間就労の創出で、林業でつなげるということであるが、どのようにしてつなげていくのかという質問に対して、福祉保健課長より、まちでは福祉と農業を連携した取り組みをしているが、林業でも取り組むのが課題である。先進でいうと、まきをつくる作業で福祉と連携しているところもあり、農業だけでなく林業も含めた連携をしていくことが、これからの就労の拡大につながる。現実のところ、林業とのつながりはまだ見えていないとの答弁でありました。

議長より、日野菜のブランド化に向け、議会でも取り組んでいる。日野菜のネクタイを作成し、皆様のご協力で120本を完売した。ここ滋賀で日野菜が見えにくい場所で展示されていて、滋賀県東京本部副本部長に異議申し立てをした。議員と新成人との意見交換を行うが、このまちをどうしていくのかを話し合う場にしたい。そのことについて教育長の所見を伺いたいとの質問に対して、教育長より、公式の場で自分の意見を述べたり、視野を広くして人の意見を傾聴したりするのは非常によい経験であり、まちづくりへの好奇心を持つというのはよい機会だと思う。

農林課長より、日野菜の振興に関して、議会でもいろいろ取り上げていただいていることに感謝している。ここ滋賀での販売は、売り上げが伸びており、品不足の状況にある。レストランでも使っていただいているが、ここ滋賀への入場者も多いということもある。品不足の要因は、台風の影響で生産量が下がっている、2度目がまけなくなったということで、おそまきの日野菜がようやく間に合ってきた。引き続き、生産も含めて振興に取り組んでいきたいとの答弁でありました。

ほかに意見なく、次の協議事項であります日野町くらし安心ひとづくり総合戦略

施策検証結果報告書（平成28年度）の概要について、企画振興課長より説明を受けました。

この報告に関する質疑、意見書については、次回の3月議会において行うこととなりました。

次のそのほか事項についても質疑、意見なく、町長よりの閉会挨拶をいただき、午前11時5分、本委員会を閉会いたしました。

以上で、人口減少対策特別委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、地域経済対策特別委員会副委員長 1番、堀江和博君。

1番（堀江和博君） それでは、地域経済対策特別委員会の委員長報告を行います。

去る12月19日、午後1時54分より、第1、第2委員会室にて行いました。なお、對中委員長におかれましては、自宅加療のための欠席届が12月12日付で副委員長宛てにございました。そのため、私、副委員長が委員長の職務代行を行いました。出席議員は委員6名、議長、執行側より町長、総務政策主監、総務課、企画振興課、商工観光課、建設計画課の出席のもと、13時54分より開会、町長、議長のご挨拶を経て、4つの協議事項へと移りました。

まず、1つ目の協議事項であります企業誘致および工場用地開発の現状について、担当課の説明の後、質疑に入りました。

委員より、役場南側の近新の用地で工事が始まっているようだが、どのような状況か。また、西大路1区入り口の箇所の田んぼの埋め立てをされているが、どのような状況か。

担当課より、近新用地の件は建設計画課へ都市計画関連の手続で相談されており、クスリのアオキというドラッグストアが近新の土地を利用され、駐車場も整備される計画で店舗工事が行われると聞いている。全体の面積では1,000平米を超えているが、売り場面積は926.9平米ということで、1,000平米を超えないため、県への届け出の必要もなく、町へも店舗進出の相談はなく進められている状況である。

また、担当課より、西大路地先の土地は、詳しいことは農業委員会であるが、資材置き場としての農地転用の許可を以前にとられている土地であると聞いている。定住宅地の予定地であり、地元の説明に出向く際に少し調べたもので、農地転用されている土地であるということしか分かりません。

委員より、日野町にドラッグの店舗は多くあり、人口などから見てどうなのか。

担当課より、307号沿いに麒麟堂、ドラッグユタカ、コスモスが开店し、過当競争だと思っていたが、今回、幹線から離れたところでも店舗を設けられることになる。全国展開される大きな企業なので、マーケティングも含めて、ここで立地可能と判断されたと考えている。

以上、ほかに質疑なく、次の議題へと移りました。

2つ目の協議事項、幹線道路関係の現状について。

委員より、名神名阪連絡道路、主要地方道土山蒲生近江八幡線、県道西明寺安部居線の要望活動をして、進捗はあったのか。

担当課より、名神名阪については、近畿地方整備局、中部地方整備局への要望活動は毎年行っている。実際の工事着手は、予算措置が前向きになっていない状況であるので、引き続き国交省に要望活動を行うとしているが、今年度から来年度にかけて、整備帯の検討業務を行うと聞いている。西明寺安部居線は、アクションプログラムでは、今期は事業化検討路線となっており、詳細設計が中之郷から佐久良地先で完了しているのので、次期の改定では実施路線として事業が展開できるよう要望を行っている。県道日野徳原線は、既に詳細設計を終え、本工事は1月11日ごろに開札を予定している。工事計画区間は町道内池水口線に当たるところまでの約1,000メートルであり、今回、約560メートルの改良工事の発注を予定している。残る区間は内池西地先になり、今年度から文化財の調査に入り、その状況を見て、完了次第、引き続き工事を行うこととなる。

委員より、土山蒲生近江八幡線はどうか。石原八日市線は、資料に上げられている部分とは別の扱いになるのか。

担当課より、土山蒲生近江八幡線は事業化検討路線となっており、既に概略設計は完了しているが、次期の見直しでは実施路線に昇格するべく、予備設計に進展するような要望も期成同盟会とともに町も積極的に要望している。石原八日市線は東近江地先になるが、滋賀県において測量業務を発注される予定と聞いている。道路改良事業については、地元で組織されている安全対策推進協議会を立ち上げ、地権者の方々への事業協力同意を得るべく、円滑な事業推進に向けての取り組みを継続いただいているような状況である。

委員より、産業建設常任委員会で説明があった国道307号の冬季対策としての登坂車線ができることや、東近江市が北脇地先に整備される公園の出入り口の安全対策の道路改良の意見書も議会で決議しているが、状況はどうなっているのか。

担当課より、議会から国道307号の東りの登坂部分に消雪装置設置要望もあるが、県ではその対応は難しいことから、そのかわりとして、登坂車線を道路敷地の中で日野向きにつくり、冬季の対策にかえたいということで、これから測量設計業務にかかるか聞いている。東近江市の公園を整備される箇所については、詳細を聞いていないが、内容が分かれば説明させていただきたいと思う。

委員より、安部居の東り付近の坂は、現道の幅で3車線ができるのか。

担当課より、詳細なことはまだ分からないが、県の説明では、野川の斜面の間に県道敷があり、その間の道路敷地内で検討するということである。また、側溝にふたをする形で工夫すると聞いている。

議長より、守山市長とよく話をするが、近隣市町に大型スーパーができ、周辺の道路整備が必要になれば、その整備も必要だと話されていた。道路整備は大事で、第一工業団地周辺の町道石原鳥居平線は、車で走行している際にはさほど気づかないが、JAホール付近から徒歩で歩いてみると、舗装面がわだちになり、張り継ぎなのかと思う。まちもその周辺の工業団地から収益を得ているという思いで、環境をよくするために整備をしていかなければならない。はじめからなかなか進みませんというのではなく、上司にどんどん提案をしていくようなスタイルで仕事を進めてほしい。それらの意見を課長や主監が吸い取って町長に提言するくらいのことをやっていくべきだと思っている。

担当課より、はいとの返答。

また、担当課より、町道石原鳥居平線の補修が必要なことは承知しており、社会資本整備総合交付金事業の中の舗装補修で実施する予定をしている。ただ、滋賀県企業庁が水道パイプを交換するという事になっており、今舗装しても、また掘削するということになるので、企業庁、町が調整し、一体的に補修することにより、最終的にはよい道ができると思うので、それまでパッチングで追いかけてながら走行性を高めたいと思う。厳しい状況も承知しているが、もう少し補修で対応させていたいただきたいと思う。

以上、ほかに質疑なく、次の議題へ移りました。

3つ目の議題、定住宅地化整備計画の取り組みについて。

委員より、11月11日に現在の町代、区長等が寄り、候補地を選定するということで、その中の役員を決め、12月15日に選定地を決めていただいた。その後、地元地権者の代表等も決めてもらい、できれば年内中に地元地権者への説明をお願いしたいということになっている。

担当課より、地元でも候補地については随分進めていただいている。町としても当然、説明会に出向いてということであれば、出向かせていただくし、今後の整備方法等について、引き続き調査研究を進めていきたいと思う。

以上、ほかに質疑なく、次の議題へと移りました。

4つ目の協議事項、旧警部交番跡地、旧平和堂跡地の構想について。

委員より、旧平和堂の跡地について、4月以降の平和堂との交渉の経過について、何か変化があったのか教えてほしい。

担当課より、2月から解体工事が行われ、少し工事がおくれたが、現状はフェンスで囲われ、平和堂で管理をしていただいている状況である。現在の状況になる前に、地元も含め現地の立ち会いをした際に平和堂開発部と話をさせていただいたのが最後となっている。平和堂側からも、新たにこのような形での利用を進めていきたいという話はない。また、町としても、具体的にこうしていきたいという計画も

ないので、話をしていないのが現状である。

委員より、旧警部交番跡地で、700坪のうち、無償で防火水槽を譲渡してほしいと伝えているのは何坪ぐらいか。

担当課より、現在、無償で譲渡をお願いしているのは、旧警部交番入り口の左手の井戸式の防火水槽で、50平米の用地であるが、今の防火水槽につくりかえることも考えられるので、その分の余裕を持った面積でとはお願いしているが、まだ確定はしていない。

議長より、建設計画課より旧警部交番跡地の住宅用地の区割り図面の提示をいただいたが、防火水槽の位置はどうなっているのか。

担当課より、当時の設計図の中で、防火水槽については、道路の下ではなく住宅の区画された土地の一面に位置している。

議長より、今、図面を持っていないが、そうすると、その土地区画は売却できないことになるのではないかと。それは、当初からその位置に井戸があるので保留地にするかであると思うが、その部分も区画に入っていたのではないかと。

担当課より、防火水槽の位置が町道に面したところにあり、宅地区画の南側の一面になるが、計画した土地が売却できないかということ、土地としてはそれぞれ70坪程度で区画しているので、防火水槽の分を差し引いても、宅地として活用できないような面積ではないかと思っている。ただ、当時、計画なので、保留地というところまでは考えていなかったのが現実なところである。

議長より、3メートル3メートルの道路の隅切りのところには入らないのか。計画図面を作成しているときに、この位置に防火水槽があるということを把握されていたのか、後で分かったのか。当初の図面に破線などを入れて井戸の位置を示されていなかったことは、議会に出される資料について事前調査されていないことにもなるが、どうか。

担当課より、井戸の位置は把握しており、当然、道路なり隅切りについては、その部分にかからないよう計画はしたが、宅地の中に防火水槽があるよという表示等はしていない。

以上、ほかに質疑なく、最後のその他の事項について入りました。

委員より、国道、県道の日野町内での道路補修について、住民の方からの情報などが寄せられると、その都度、県に相談してもらっていると思う。その後の確認は町として行わなければならないと思うが、現状としてどのような状況なのか教えてほしい。

担当課より、基本的に県で国道、県道は週に1回は全ての路線のパトロールに回って状況を確認しており、その場で行える範囲の補修は応急的な対応もされている。地元の方などからの情報は、町が聞いた時点ですぐに県の担当に連絡をして、早急

な対応をお願いしている。その後の確認は、最後にできましたという報告は必ずしももらっていないが、すぐに対応いただく事案が多いので、早急な対応をお願いしている状況である。

委員より、2カ月前に桜川西中在寺線のさくら園から諸木神社の区間の補修依頼をしたが、その前にも、住民の方からも情報をいただいていますと言われていたが、現状は全く復旧されていない状況にある。また、エネオスのガソリンスタンドからの上り坂も、大型車がブレーキをかけるので傷む度合いも多いと思うが、かなりひどい状態となっている。そうした状況に対して、補修依頼をしてから2カ月経過するが、どうなっているのか。

担当課より、ご指摘いただいた具体的な部分については、県の担当とも現地は確認させていただき、要望も行っている。緊急を要する部分については、すぐに常温合材等での対応をするが、一定、広範囲な補修については、対応する前提であるが、すぐに対応できていない部分もいくつかある。さらに町からもお願いしている状況である。

委員より、補修範囲が広範囲で、簡単には行えないので、少し期間がかかるということか。

担当課より、緊急を要する箇所はすぐに対応するが、予算の関係もあり、そうでない箇所はもう少し様子を見させていただいて、それから対応させていただくという部分で区分けをしているように承知している。

委員より、2カ月以上が経過し、放置しているので、補修の要望をされている方が分かっていたら、その辺のことをしっかりと伝えておくのも方法ではないかと思う。そうでなければ、要望をされた方にも失礼にあたるのではないかと思う。

以上、ほかに質疑なく、全ての議題に対する質疑を終了しました。

その後、町長のご挨拶を経て、14時52分に閉会いたしました。

以上で、地域経済対策特別委員会委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 以上をもって各委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第82号から議第88号まで（日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか6件）については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第82号から議第88号まで（日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか6件）については、原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第82号から議第88号まで（日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか6件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

続いて、日程第2 選第8号、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙について、議題といたします。

広域連合議会議員については、平尾義明議員の任期満了に伴い、欠員となっておりますことから、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条第3項の規定により、広域連合議員の1名を選挙することといたします。なお、広域連合議会議員については、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、関係市町の議会の議員ならびに長および副市町長のうちから、各関係市町の議会において1名を選挙することとなっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推選いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することと決しました。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に藤澤直広君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました藤澤直広君を滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました藤

澤直広君が滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選されました。当選されました藤澤直広君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第3 決議案第6号、日野町民の生活を支える道路の整備促進と財源の確保に関する意見書決議についてを議題といたします。

決議案の内容は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長 6番、中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、決議案第6号、日野町民の生活を支える道路の整備促進と財源の確保に関する意見書決議について、提案趣旨説明を行います。

平成29年度末で期限切れとなる道路整備事業補助率のかさ上げ措置の平成30年度以降継続は、住民生活の基盤となる交通体系の整備促進に不可欠な重要事項であります。11月22日に開催された第61回町村議会議長全国大会でも、要望事項として提案、提出されたところであり、10月6日には、滋賀県議会においても道路の整備促進を求める意見書が可決されたところです。

このような中、日野町民の生活を支える道路の整備促進と財源の確保について、国において必要な措置を講じられるように、関係機関に意見書を提出しようとするものです。

お手元に配付されております意見書案をご熟読いただき、ご理解、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案趣旨説明といたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第6号、日野町民の生活を支える道路の整備促進と財源の確保に関する意

見書決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

一 起 立 全 員 一

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第6号、日野町民の生活を支える道路の整備促進と財源の確保に関する意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書決議は、日野町議会議長名において政府関係機関宛てに送付いたします。

日程第4 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ配付の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することといたしたいと思っております。

なお、派遣の変更および緊急を要する派遣の場合は、議長において決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

一 異 議 な し 一

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣されました議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

日程第5 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元へ印刷配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

一 異 議 な し 一

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会ならびに人口減少対策特別委員会および地域経済対策特別委員会は、問題調査のため、引き続き設置いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

一 異 議 な し 一

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

ここで、町長より発言を求められておられますので、これを許可いたします。町長。

町長（藤澤直広君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、平成29年度一般会計補正予算案をはじめ、各特別会計

補正予算案、条例改正案などにつきまして慎重な審議を賜り、全議案、原案どおり可決をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。また、平成28年度各会計決算につきまして認定をいただき、ありがとうございました。

一般質問ならびに各委員会の審議の中でいただいたご意見、提言等につきましては、今後の町政運営や政策の推進にあたり、大事な示唆をいただいたものと考えております。

さて、国の来年度予算についてでございますが、本日明らかにされるということでございますが、政府原案ならびに補正予算に係る概要も既に報道されているところでございます。こうした中で、税収が27年ぶりの高水準というふうにも言われているわけではございますが、義務的経費が増加している中で、地方財政対策は増額されない見込みでございまして、引き続き、地方自治体は厳しい財政状況を余儀なくされるのではないかと、こういうふうに懸念をいたしております。

町といたしましては、新年度予算編成や補正予算の状況を注視し、有用な事業についてはしっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

さて、師走の慌ただしい中でございますが、町内ではいろいろな事業を展開していただいております。

12月3日には、恒例の日野町民駅伝大会が開催され、小学生から各事業所、消防団、自治会など、53チームが力走され、日野町連合青年会が中心となって、多くの皆様のご協力によって開催をいただいたところでございます。

12月10日には、わたむきホールで第21回わたむき合唱祭が開催されました。10の合唱団がすばらしい歌声を披露していただきましたが、合唱のまち日野にふさわしい取り組みと言えるものだと思っております。

12月12日には、日野駅再生プロジェクトの2年目のPR活動に取り組み、木造駅舎の再生に続き、上りホームの上屋の改築に取り組みたいと考えておりますが、駅前共栄会の皆さんをはじめ、近江鉄道で通学する女子高生の皆さんにもご協力をいただいたところでございます。

12月15日には、役場玄関前にお米3袋が置かれておりました。昭和52年ごろから毎年のように届けられているという善意に、さまざまなメディアでも温かな話題として報道をされたところでございまして、有効に活用していきたいと考えております。

12月16日には、地域支えあいフォーラムが日野公民館で開催され、地域でのサロン活動などの紹介とともに参加者が話し合われ、高齢化社会の到来の中で、行政と地域の果たす役割について議論をされたところでございます。今後とも地域の皆様のお力添えをお願いしたいと思っております。

2017年を振り返りますと、10月には衆議院総選挙がございました。民進党がいわゆる解党するような感じの劇場的な選挙となりましたが、政府与党が議席を維持されたところでございます。こうした中で、その後の国会で憲法改正が取り沙汰されておりますが、ことしは憲法施行70年の年でございまして、平和憲法の全ての条項を生かし、守り、発展させることこそが大切なのではないかと考えておるところでございます。

国際社会においては、国連で核兵器禁止条約が採択されました。ノーベル平和賞をNGO核兵器廃絶国際キャンペーンが受賞されましたが、核兵器は絶対悪、核兵器の終わりの始まりにしようという世論の広がりには画期的なことでありまして、核兵器の廃絶へ希望と展望を開く年となったと思います。

町内におきましては、日野駅舎再生、観光協会前観光拠点整備、日野中学校グラウンド改修や日野小学校給食室棟改築、わたむきの里共同作業所まほろばの開設やJA日野菜加工場の改築、さらには大窪内池線側溝改良や山本地先の農道整備、雨水排水事業など、懸案の事業が一步一步進んでいることは大変ありがたいことでございます。

また、近江日野田舎体験や近江日野商人ふるさと館における伝統料理の提供など、都市と農村の交流も進んでおります。こうした流れを一層大きくし、住み続けたいまち、住んでみたいまちを目指す努力を続けたいと思います。

数々の事業の実施にあたり、各議員はもとより、多くの町民の皆さんにご支援とご協力をいただきましたことに対し、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

なお、副町長の選任がいまだできていないことは私の不徳のいたすところでございます。引き続き努力をしてまいりますので、議員各位のご理解をお願いしたいと思います。

日ごと寒さが深まる今日このごろになってまいりました。議員の皆様方には十分ご自愛いただきまして、ご家族おそろいで輝かしい新年をお迎えになられますことを心から祈念申し上げますとともに、来る平成30年が安らかなよい年となりますことを心から祈念いたしまして、12月議会閉会にあたりのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 去る12月1日から本日まで、提出案件の審議に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

本年も余すところあとわずかとなってまいりましたが、一段と寒さが増してまいります。くれぐれもご自愛いただきながら、平成30年の輝かしい新春をご家族おそろいでお迎えいただきますようご祈念申し上げます。

以上をもちまして、本日の会議を閉じ、平成29年第6回日野町議会定例会を閉会いたします。

一同起立、礼。

一起立・礼

議長（杉浦和人君）

ご苦労さまでございました。

—閉会 11時09分—

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 奥平 英雄

署名議員 高橋 渉